

NPO法人の介護事業所に対する指定取り消し等について

NPO法人PWLが運営する介護保険事業所に対して、介護保険法に基づく監査を実施した結果、虚偽の指定申請、人員基準違反等が認められたため、介護保険指定事業所の指定を取り消しましたので、ご報告いたします。

1 事業所の名称等

- (1) 事業所名 「PWL ピアサポートタウン おきな町」
ア 所在地 横浜市中区翁町2-7-10
イ サービスの種類 小規模多機能型居宅介護ほか
ウ 開設者 NPO法人PWL 理事長 箕輪 一美
- (2) 事業所名 「ヘルパーステーション ララ」
ア 所在地 横浜市中区本牧元町4-1
イ サービスの種類 福祉用具貸与ほか
ウ 開設者 NPO法人PWL 理事長 箕輪 一美

2 指定取消年月日 平成 25 年 12 月 1 日

3 指定取消の理由

介護事業所の指定申請にあたって、社員総会の議決を経るなどの定められた手続きを取らず、総会の議事録を偽って作成し、定款の変更登記を行うなどの不正な行為及び人員基準違反がありました。

4 介護給付費等の返還

介護給付費や整備費等補助金の返還を求めています。

- | | | |
|---------------|----------|-------------|
| (1) 介護給付費 | 970 万円 | |
| (2) 整備費補助金 | 2,958 万円 | |
| (3) 開設準備経費補助金 | 208 万円 | |
| (4) 運営費補助金 | 400 万円 | 合計 4,536 万円 |

5 利用者について

小規模多機能型居宅介護利用者 7名（うち1名は福祉用具貸与も利用）

〔現在の状況〕

- ・他の事業所との契約を済ませた方 6名
- ・介護サービスの利用を当面見合わせた方 1名

6 当該NPO法人が運営する障害福祉サービス事業の指導状況

(1) 障害者グループホーム（13 ホーム）について

ア 対応状況

平成24年12月～平成25年3月 実地調査(12/4、12/27、1/29、2/27、3/18)

平成25年4月19日 実地調査結果を通知(要報告事項10項目)

平成25年5月7日～ 実地調査での指摘事項の是正確認、指導中

イ 主な指摘事項

個別支援計画の未作成期間がある、利用者家賃の過大徴収(全グループホーム一律の家賃額で徴収)、食事提供体制の不備 等

(2) 就労移行支援等（5 事業）について

＜就労移行支援、就労継続支援A型・B型、自立訓練(生活訓練)、生活介護＞

ア 対応状況

平成25年3月 実地調査(3/8、3/18、3/22)

平成25年8月22日 実地調査結果を通知(要報告事項8項目)

平成25年9月24日～ 実地調査での指摘事項の是正確認、指導中

イ 主な指摘事項

職員配置基準や給付費加算要件を満たしていない期間がある 等

(3) 居宅介護・移動支援（2 事業）について

ア 対応状況

平成25年8月28日 実地調査

平成25年9月6日 実地調査結果を通知(要報告事項7項目)

平成25年10月7日～ 実地調査での指摘事項の是正確認、指導中

イ 主な指摘事項

個別支援計画の本人確認がない、アセスメント表の未作成、実績報告と勤務実績の不整合 等

(4) 放課後等デイサービス等（2 事業）について【こども青少年局】

ア 対応状況

平成25年6月7日 実地調査

平成25年8月22日 実地調査結果を通知(要報告事項8項目)

平成25年9月24日～ 実地調査での指摘事項の是正確認、指導中

イ 主な指摘事項

個別支援計画の未作成期間がある、児童発達支援管理責任者の不在期間がある 等

※注 NPO法人PWLは、地域活動支援センター障害者地域作業所（1か所）も運営していますが、こちらについては、指摘事項はありません。